

令和4年2月市議会 建設水道委員会資料

第12号議案

令和3年度長崎市一般会計補正予算(第24号)

目次	ページ
《8款 土木費 2項 道路橋りょう費》	
5目 県施行事業費負担金 1 ~ 5
・道路橋りょう費負担金 (繰越明許費の補正)	
《8款 土木費 3項 河川海岸費》	
4目 県施行事業費負担金 6 ~ 19
・河川海岸費負担金 (繰越明許費の補正)	
《8款 土木費 5項 都市計画費》	
6目 公園費 20 ~ 31
・公園企画費 (歳出及び繰越明許費の補正)	
6目 公園費 32
・【単独】公園施設整備事業費 (繰越明許費の補正)	
7目 県施行事業費負担金 33 ~ 37
(繰越明許費の補正)	

土木部
令和4年2月



【繰越明許費】 予算説明書 54～55 ページ

8 款 土木費 2 項 道路橋りょう費 5 目 県施行事業費負担金

(単位：千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
道路橋りょう費負担金 道路事業費	予算現額	70,595	—	—	63,500	—	7,095
	支出予定額	56,415	—	—	50,800	—	5,615
	繰越明許額	14,180	—	—	12,700	—	1,480

※起債充当率 90% (地方道路等整備事業費) (交付税措置率 1%)

事業内容及び財源内訳

(単位：千円)

図面 番号	路線名	事業費	財源内訳 ()内は負担割合			
			県 (8.5/10)	市(1.5/10)		
				予算現額	支出予定額	繰越明許額
①	(国)206号 (琴海村松町)	14,627	12,433	2,194	1,462	732
2	(国)324号 (茂木町)	9,607	8,166	1,441	1,441	—
③	(主)野母崎宿線 (網場～千々)(大崎町)	136,500	116,025	20,475	14,771	5,704
4	(主)野母崎宿線 (春日町)					
5	(主)野母崎宿線 (為石町)	29,250	24,862	4,388	4,388	—
6	(主)東長崎長与線 (三ツ山町)	47,775	40,609	7,166	7,166	—
⑦	(主)神ノ浦港長浦線 (長浦町～琴海戸根原町)	34,126	29,007	5,119	—	5,119
8	(主)神ノ浦港長浦線 (琴海戸根町)	48,750	41,437	7,313	7,313	—
9	(県)長崎漁港村松線 (西海町榎の久保)	2,925	2,486	439	439	—
⑩	(県)長崎漁港村松線 (松崎町)	43,875	37,294	6,581	5,231	1,350
11	(県)奥ノ平時津線 (西海町桂山)	39,000	33,150	5,850	5,850	—
12	(県)深堀三和線 (深堀町6丁目)	47,775	40,609	7,166	7,166	—
13	(県)長与大橋町線 (昭和町)	5,700	4,845	855	855	—
⑭	(主)長崎畝刈線 (滑石)	10,725	9,117	1,608	333	1,275
計		470,635	400,040	70,595	56,415	14,180

(国)：一般国道 (主)：主要地方道 (県)：一般県道 図面番号○：繰越予定路線

令和3年度 緑越明許 県施行事業費負担金 対象箇所図

道路橋りょう費

8 道路事業費
(主) 神ノ浦港長浦線
(琴海戸根町)

緑 ⑦ 道路事業費
(主) 神ノ浦港長浦線
(長浦町～琴海戸根原町)

11 道路事業費
(県) 奥ノ平時津線
(西海町桂山)

緑 ① 道路事業費
(国) 206号
(琴海村松町)

9 道路事業費
(県) 長崎漁港村松線
(西海町檜の久保)

6 道路事業費
(主) 東長崎長与線
(三ツ山町)

4 道路事業費
(主) 野母崎宿線(網場～千々)
(春日町)

緑 ⑩ 道路事業費
(県) 長崎漁港村松線
(松崎町)

緑 ⑭ 道路事業費
(主) 長崎畝刈線
(滑石)

13 道路事業費
(県) 長与大橋町線
(昭和町)

2 道路事業費
(国) 324号
(茂木町)

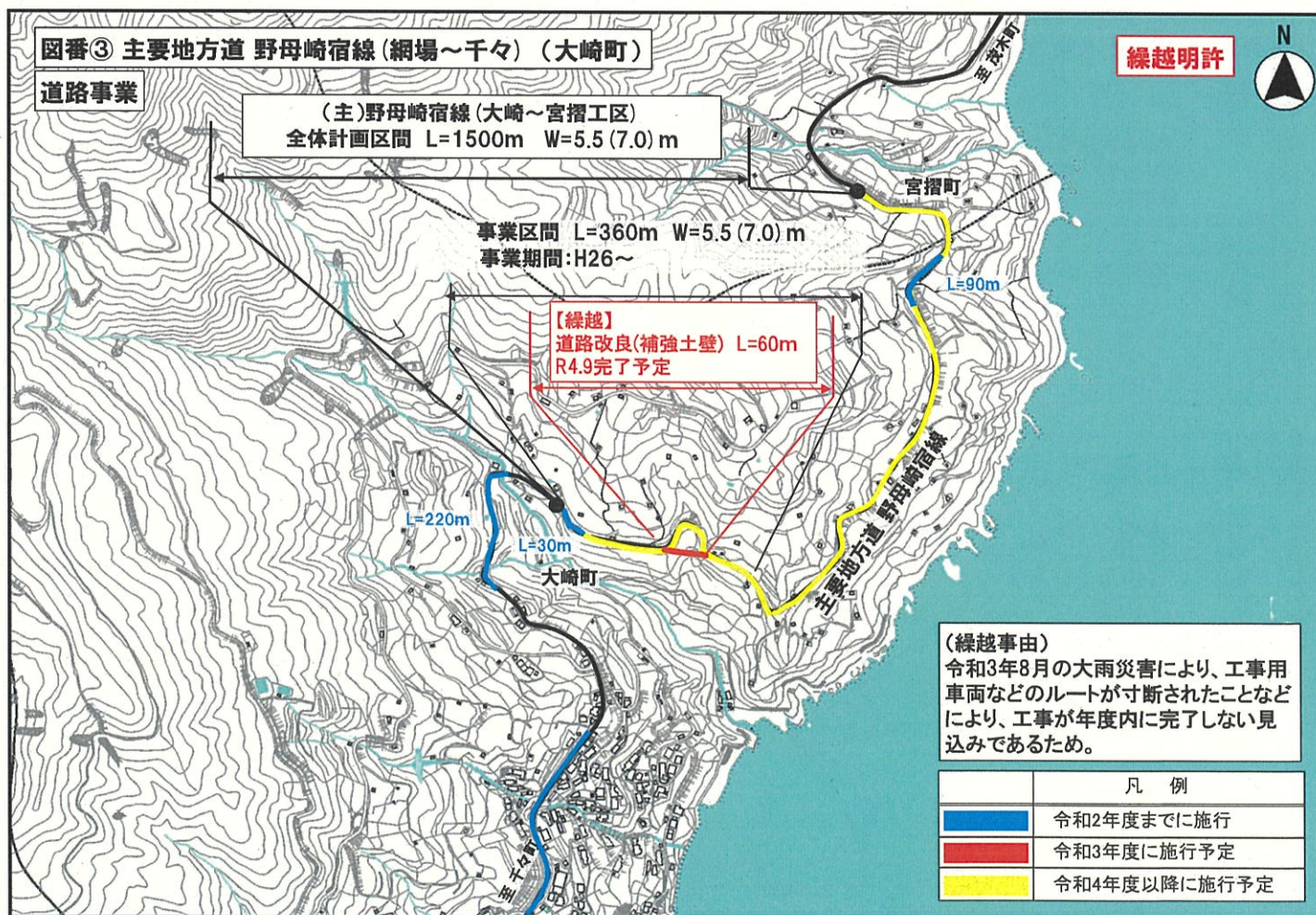
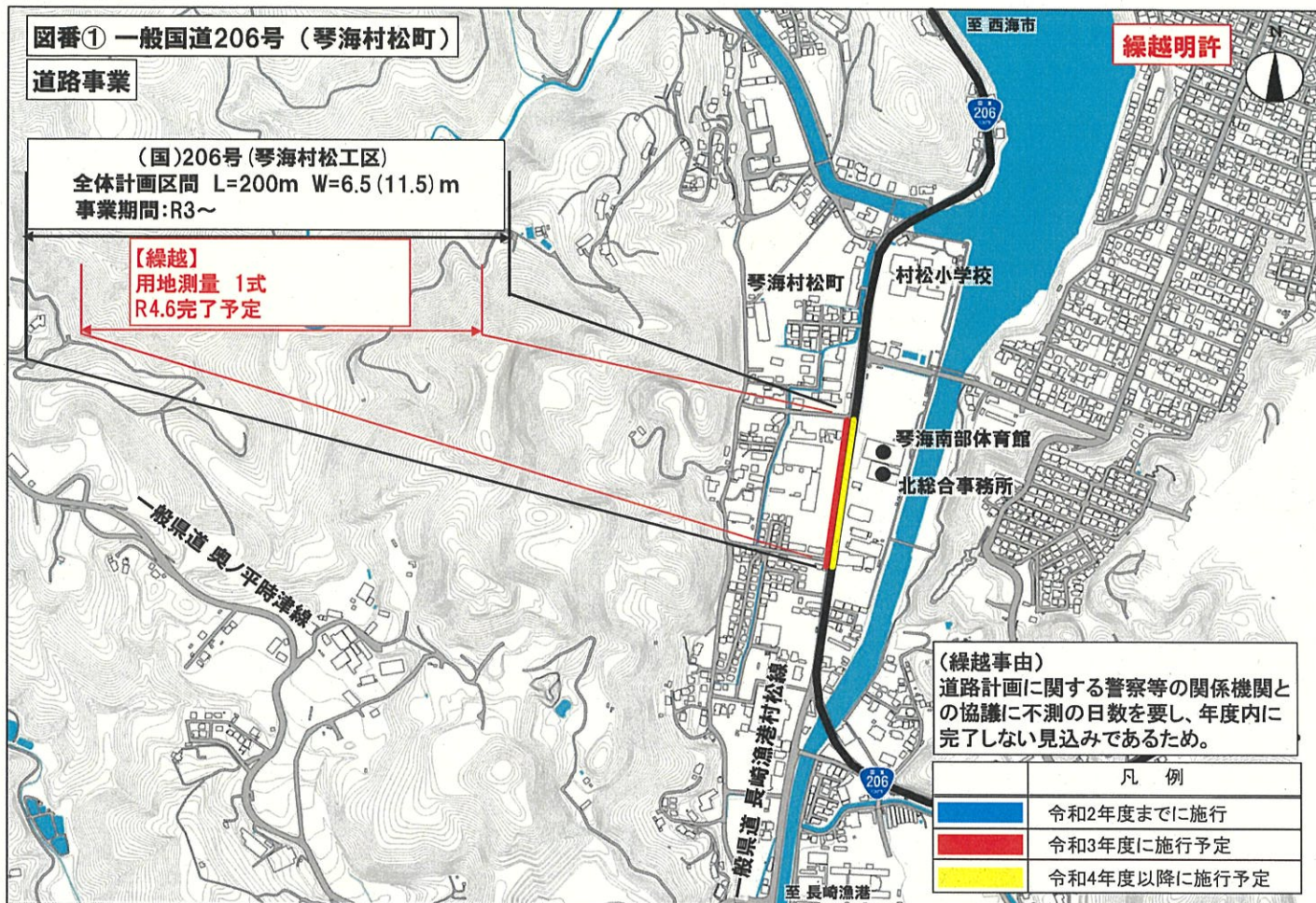
緑 ③ 道路事業費
(主) 野母崎宿線(網場～千々)
(大崎町)

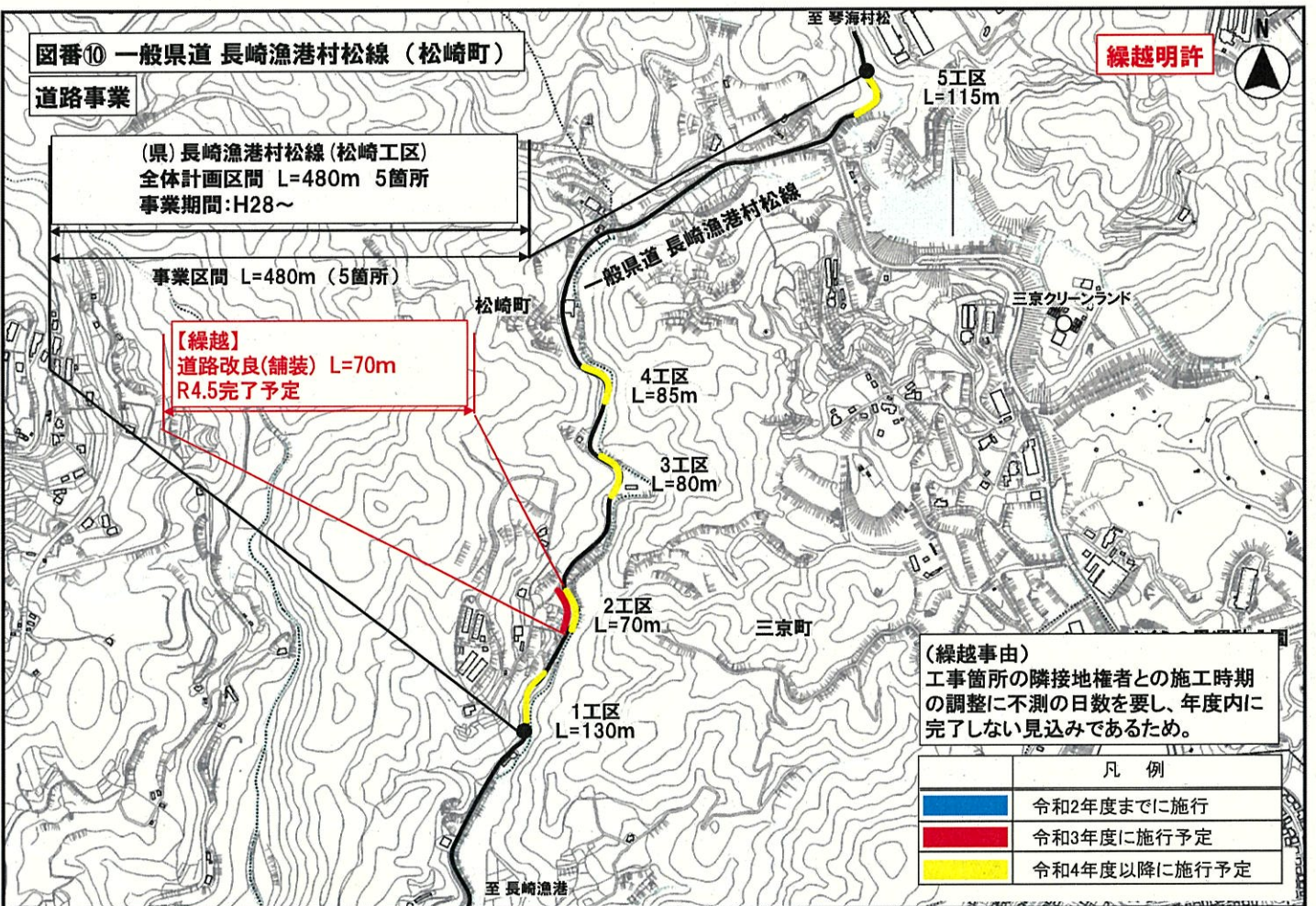
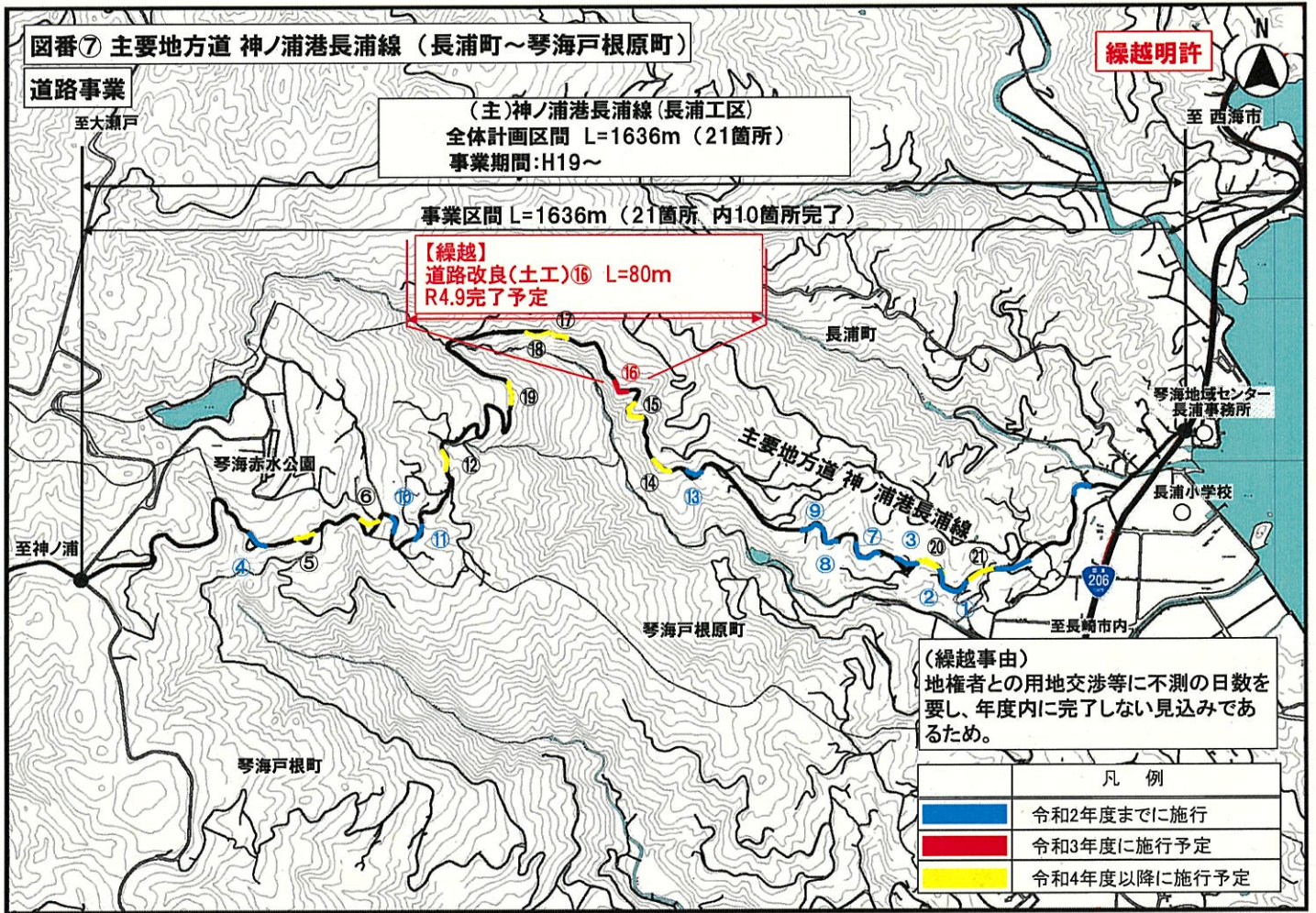
12 道路事業費
(県) 深堀三和線
(深堀町6丁目)

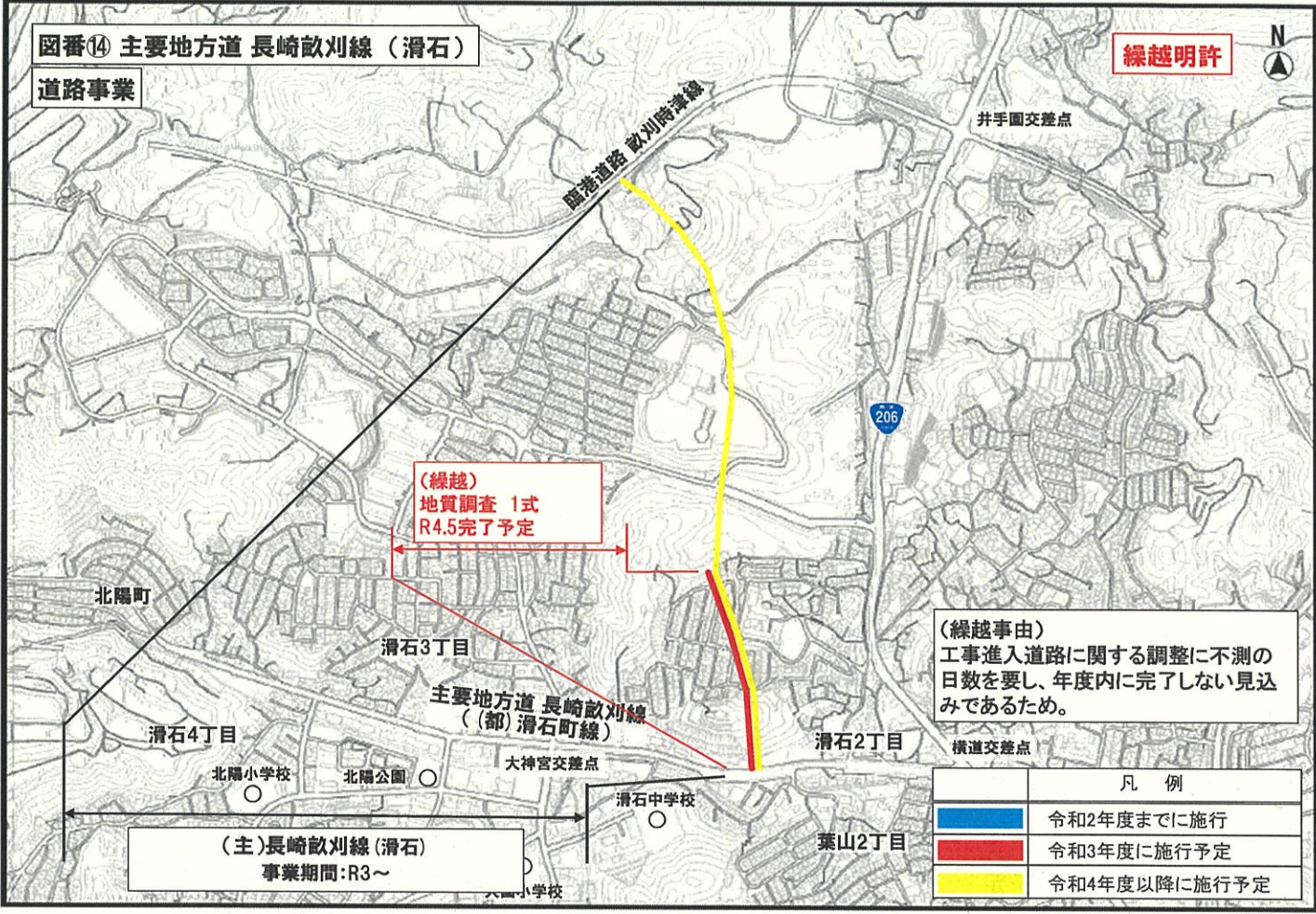
5 道路事業費
(主) 野母崎宿線(為石町)

(国) : 一般国道
(主) : 主要地方道
(県) : 一般県道

凡 例	
高速自動車国道	(赤線)
一般国道(国道)	(青線)
一般県道(県道)	(黄線)
主要地方道・一般県道	(緑線)
国道線路	(黒線)
一般県道線路	(赤線)
J 市界	(点線)
市界	(点線)
町界	(点線)
村界	(点線)
町界	(点線)
町界	(点線)
町界	(点線)
町界	(点線)
町界	(点線)
町界	(点線)
町界	(点線)
町界	(点線)







【繰越明許費】 予算説明書 54～55 ページ

8 款 土木費 3 項 河川海岸費 4 目 県施行事業費負担金

(単位：千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
河川海岸費負担金 急傾斜地崩壊対策事業費	予算現額	123,500	0	0	116,500	0	7,000
	支出予定額	48,500	0	0	43,700	0	4,800
	繰越明許額 (1月補正)	53,500	0	0	53,500	0	0
	繰越明許額	21,500	0	0	19,300	0	2,200
	繰越明許額 合計	75,000	0	0	72,800	0	2,200
繰越事由	多良(4)地区ほか10地区 県施行事業が年度内に完了しない見込みであるため。						
繰越箇所の完了予定	令和5年3月						

事業内容及び財源内訳

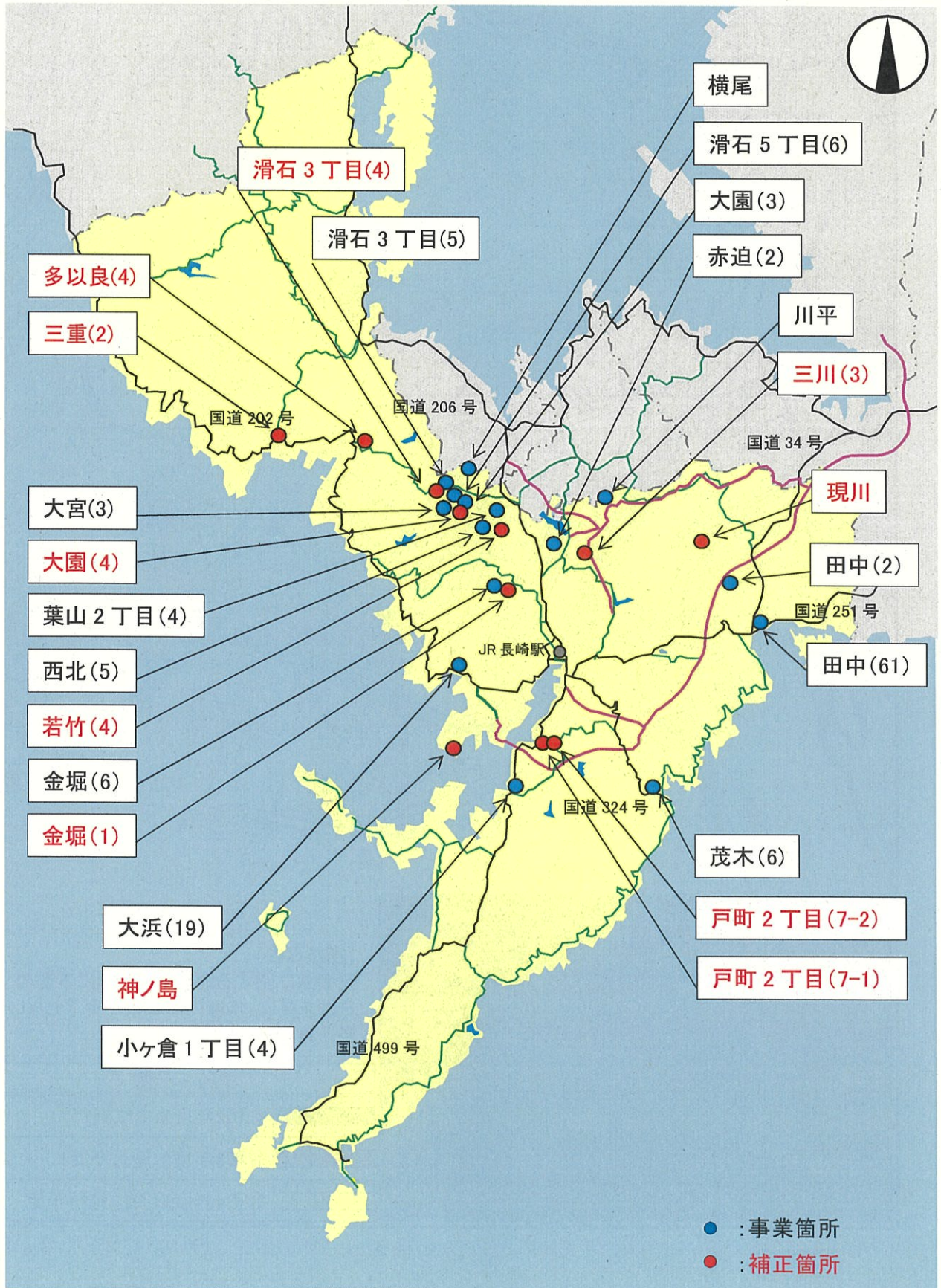
事業区分	地区名 事業期間	事業費 (千円)	財源内訳					
			県 (千円)	市(千円)				
				負担率	予算 現額	支出 予定額	繰越明許額 (うち2月補正分)	
公共関連 ※1	大規模 斜面 ※3	多良(4) 平成27年度から令和5年度まで	60,000	57,000	5%	3,000	360	2,640 (640)
		滑石3丁目(4) 平成27年度から令和4年度まで	62,000	58,900		3,100	520	2,580 (1,080)
		若竹(4) 平成28年度から令和5年度まで	100,000	95,000		5,000	540	4,460 (960)
		金堀(6) 平成29年度から令和8年度まで	119,400	113,430		5,970	4,470	1,500 (0)
		三川(3) 平成19年度から令和7年度まで	20,800	19,760		1,040	1,040	0 (0)
		大浜(19) 平成30年度から令和7年度まで	200	190		10	10	0 (0)
		田中(2) 平成21年度から令和5年度まで	4,400	4,180		220	220	0 (0)

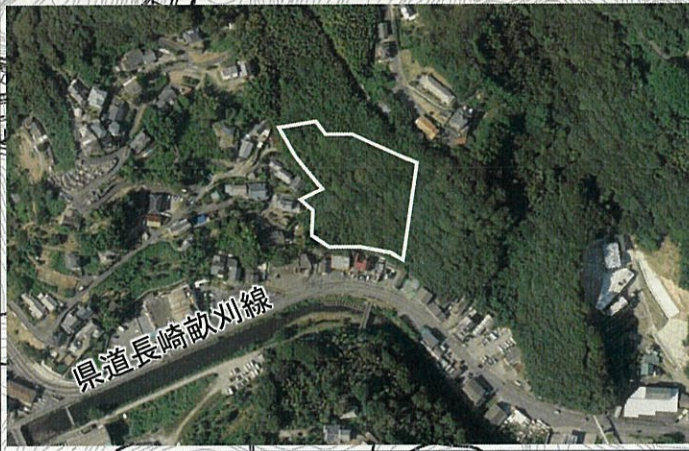
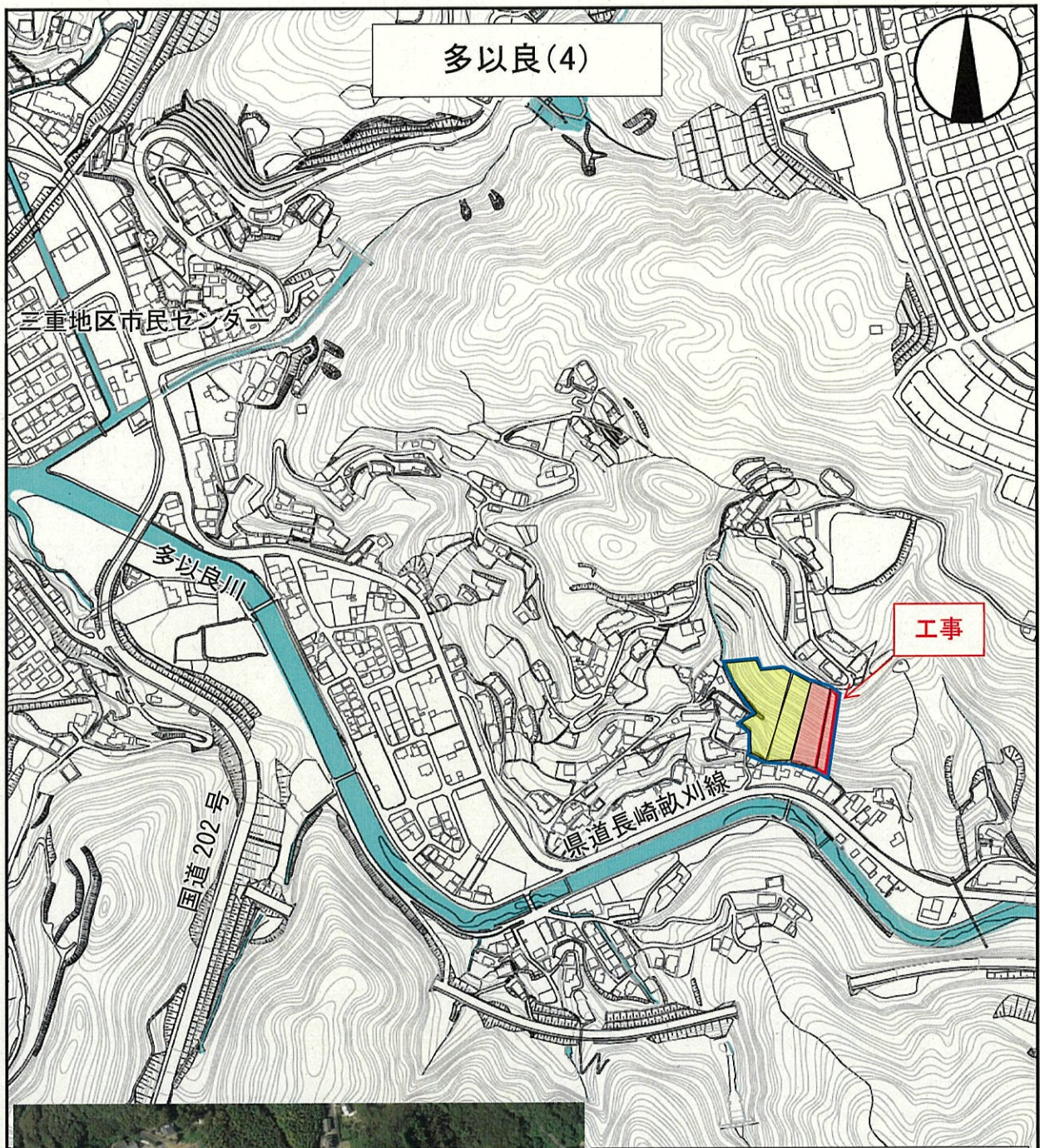
事業区分	地区名 事業期間	事業費 (千円)	財源内訳					
			県 (千円)	市 (千円)				
				負担率	予算 現額	支出 予定額	繰越明許額 (うち2月補正分)	
公共関連 ※1	その他 ※4	戸町2丁目(7-1) 令和元年度から令和12年度まで	1,800	1,620	10%	180	0	180 (180)
		現川 令和元年度から令和12年度まで	3,600	3,240		360	0	360 (360)
		葉山2丁目(4) 令和3年度から令和8年度まで	20,000	18,000		2,000	2,000	0 (0)
		金堀(1) 平成30年度から令和5年度まで	30,000	27,000		3,000	1,080	1,920 (1,920)
一般 ※2	大規模斜面 ※3	三川(3) 平成19年度から令和7年度まで	70,000	63,000	10%	7,000	1,080	5,920 (1,920)
		田中(2) 平成21年度から令和5年度まで	21,200	19,080		2,120	2,120	0 (0)
		大園(4) 平成29年度から令和9年度まで	149,000	134,100		14,900	3,600	11,300 (11,300)
		金堀(6) 平成29年度から令和8年度まで	12,800	11,520		1,280	1,280	0 (0)
		滑石3丁目(5) 平成29年度から令和6年度まで	73,600	66,240		7,360	6,360	1,000 (0)
		大園(3) 令和2年度から令和12年度まで	8,000	7,200		800	800	0 (0)
		小ヶ倉1丁目(4) 平成23年度から令和3年度まで	1,600	1,440		160	160	0 (0)
		大浜(19) 平成30年度から令和7年度まで	60,000	54,000		6,000	0	6,000 (0)
		横尾 令和3年度から令和12年度まで	20,000	18,000		2,000	0	2,000 (0)
	緊急改築 ※5	神ノ島 平成25年度から令和4年度まで	30,800	27,720	10%	3,080	1,160	1,920 (1,920)
	その他 ※4	大宮(3) 平成27年度から令和3年度まで	66,200	52,960	20%	13,240	13,240	0 (0)
		西北(5) 平成29年度から令和4年度まで	1,000	800		200	200	0 (0)
		田中(61) 平成30年度から令和6年度まで	66,200	52,960		13,240	1,240	12,000 (0)
滑石5丁目(6) 令和元年度から令和4年度まで		71,200	56,960	14,240		2,240	12,000 (0)	
戸町2丁目(7-2) 令和元年度から令和10年度まで		1,300	1,040	260		0	260 (260)	
三重(2) 令和3年度から令和10年度まで		20,000	16,000	4,000		3,040	960 (960)	
赤迫(2) 平成26年度から令和5年度まで		8,700	6,960	1,740		1,740	0 (0)	

事業区分	地区名 事業期間	事業費 (千円)	財源内訳				
			県 (千円)	市(千円)			
				負担率	予算 現額	支出 予定額	繰越明許額 (うち2月補正分)
一般	滑石3丁目(5) 平成29年度から令和6年度まで	10,000	8,000	20%	2,000	0	2,000 (0)
	※4 茂木(6) 令和3年度から令和11年度まで	20,000	16,000		4,000	0	4,000 (0)
※2	※6 災関 フォロ 川平 令和3年度から令和8年度まで	20,000	18,000	10%	2,000	0	2,000 (0)
合計		1,153,800	1,030,300		123,500	48,500	75,000 (21,500)



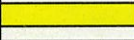
- ※1 公共関連 被害を受ける恐れのある区域内に、砂防施設・道路・鉄道・水道施設等がある場合
- ※2 一般 公共関連以外の場合
- ※3 大規模斜面 高さが概ね30m以上の斜面である場合
- ※4 その他 大規模斜面に該当しない場合
- ※5 緊急改築 既存の急傾斜地崩壊防止施設のうち経年劣化した箇所の改築を行う場合
- ※6 災関フォロー 災害関連緊急事業を実施した箇所において、その後概ね2年以内に事業を施行する場合

河川海岸費負担金 急傾斜地崩壊対策事業 位置 図







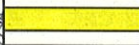
(繰越事由)
 運搬路に関する地元との協議に不測の日数を要し、年度内に工事が完了しない見込みであるため。

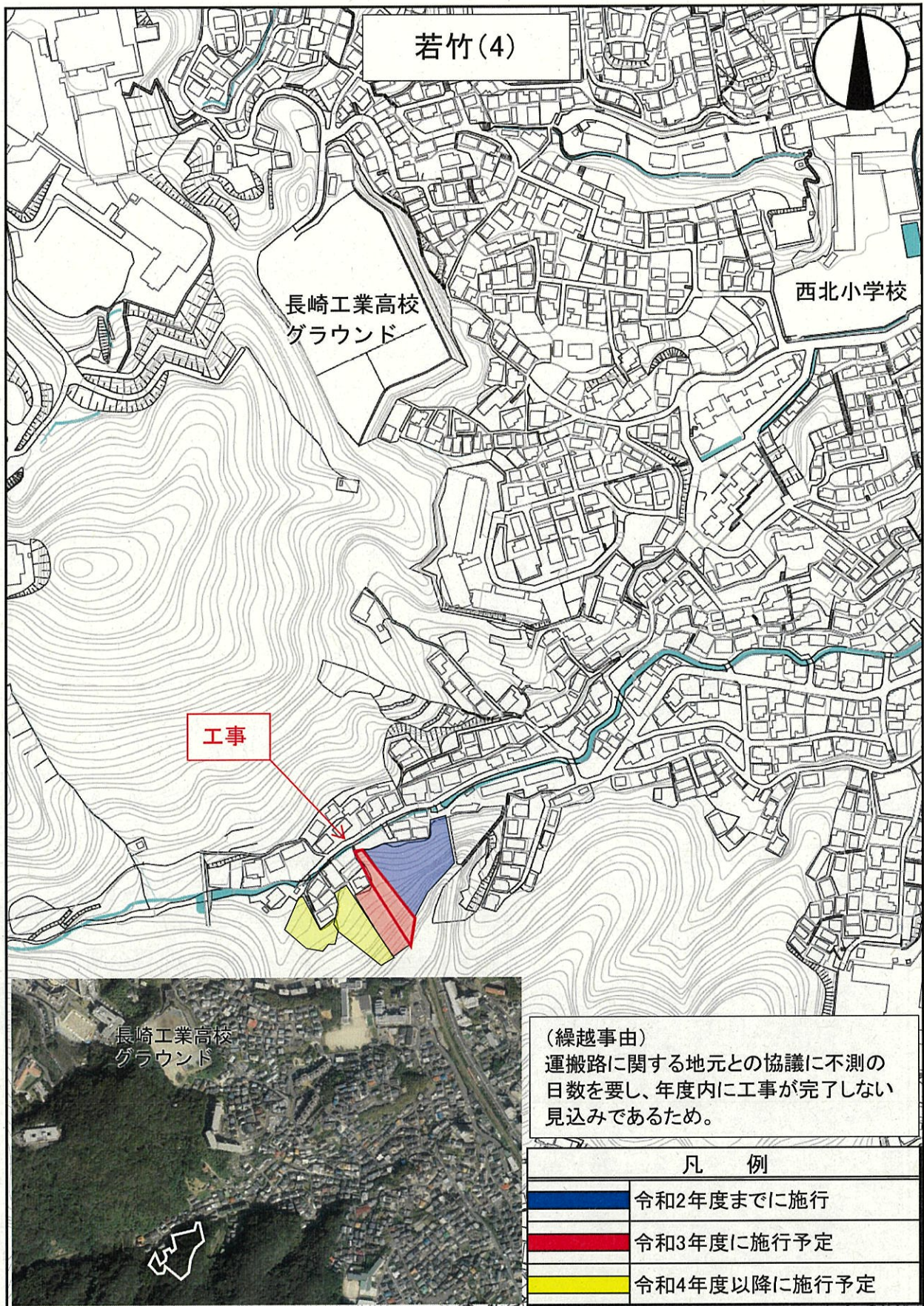
凡 例	
	令和2年度までに施行
	令和3年度に施行予定
	令和4年度以降に施行予定

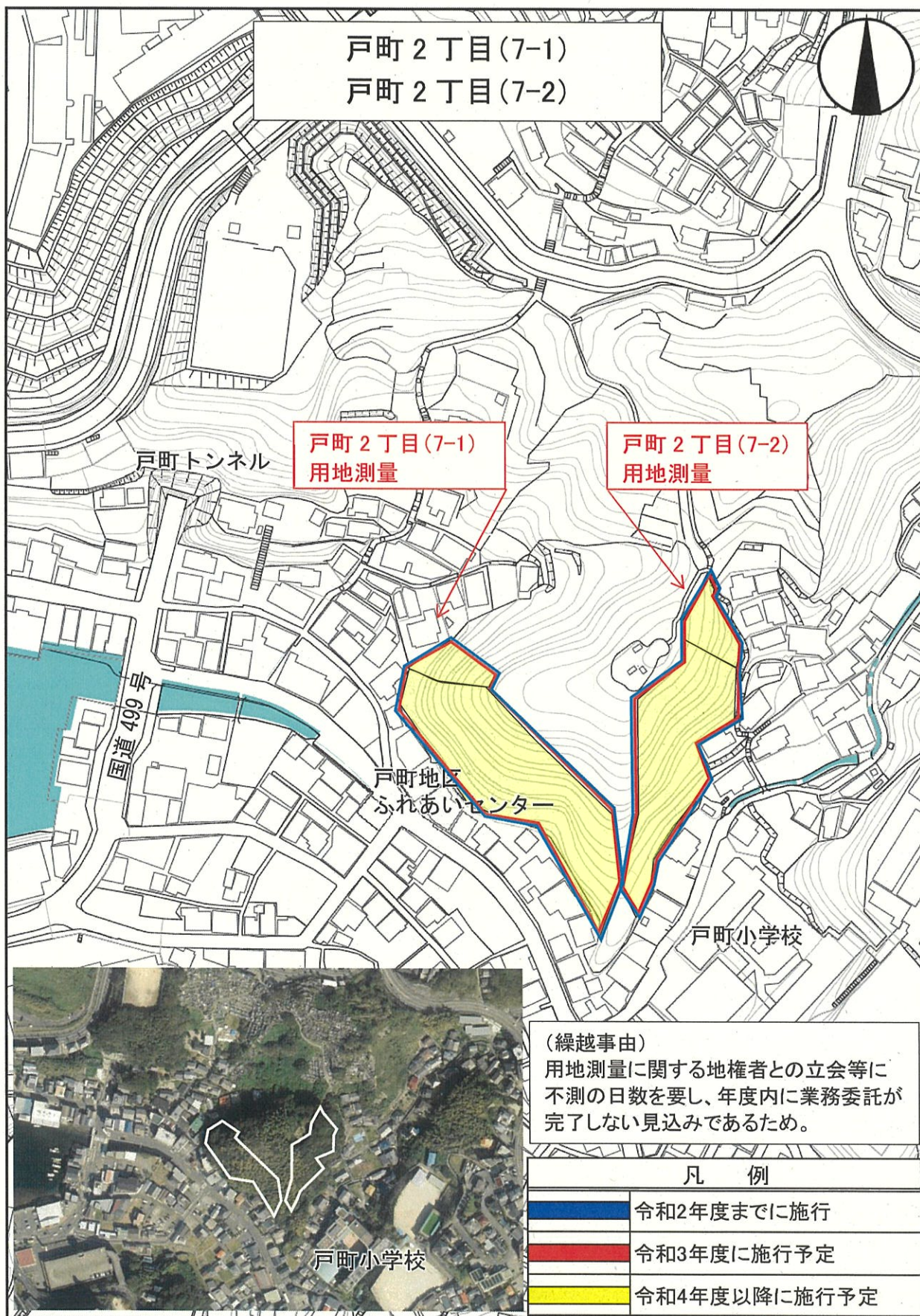
滑石 3 丁目 (4)



(繰越事由)
運搬路に関する地元との協議に不測の日数を要し、年度内に工事が完了しない見込みであるため。

凡 例	
	令和2年度までに施行
	令和3年度に施行予定
	令和4年度以降に施行予定





戸町 2 丁目 (7-1)
戸町 2 丁目 (7-2)



戸町 2 丁目 (7-1)
用地測量

戸町 2 丁目 (7-2)
用地測量

戸町トンネル

国道 499 号

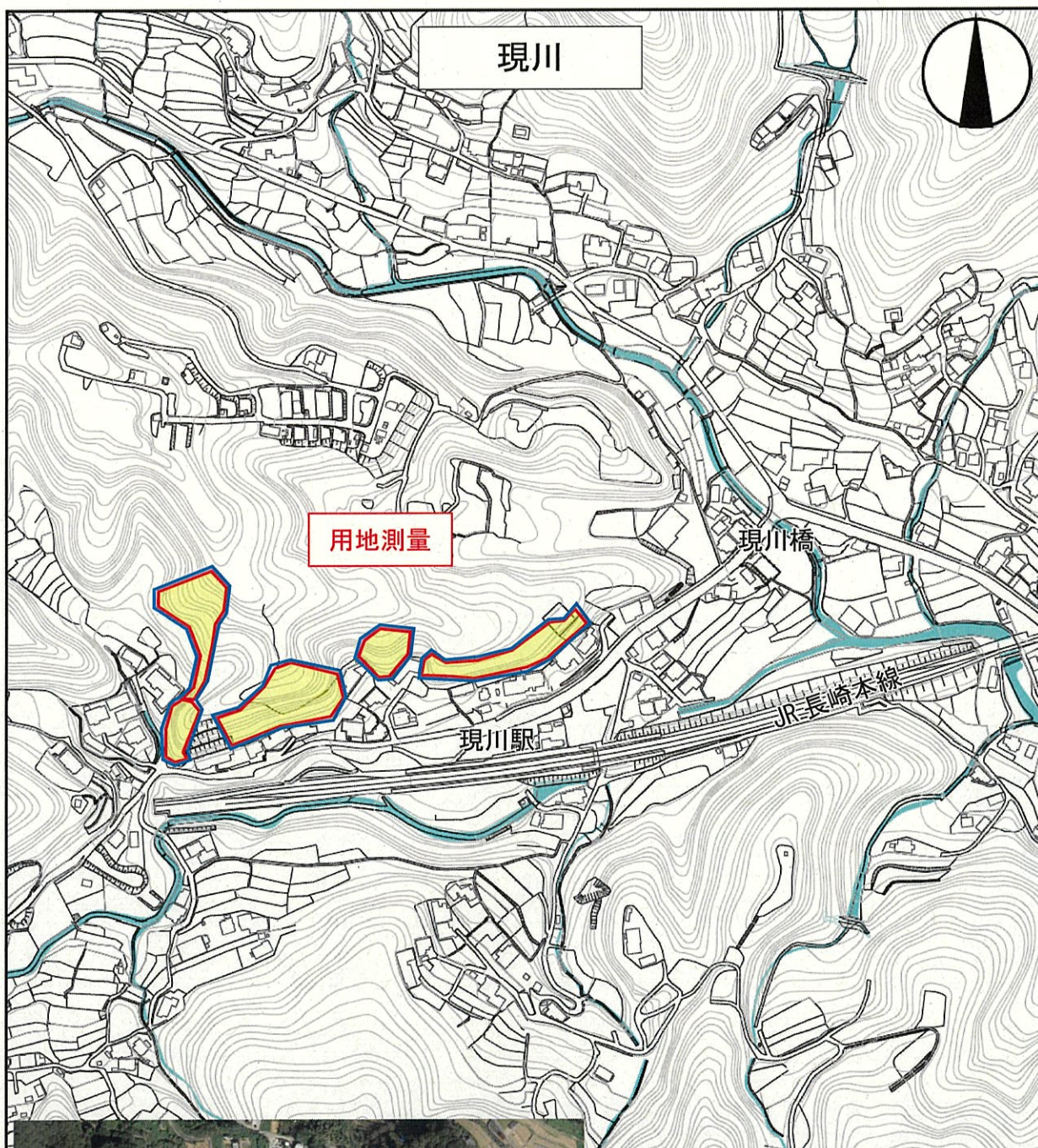
戸町地区
ふれあいセンター

戸町小学校






（繰越事由）
用地測量に関する地権者との立会等に
不測の日数を要し、年度内に業務委託が
完了しない見込みであるため。

凡 例	
	令和2年度までに施行
	令和3年度に施行予定
	令和4年度以降に施行予定



(繰越事由)
 用地測量に関する地権者との立会等に
 不測の日数を要し、年度内に業務委託が
 完了しない見込みであるため。

凡 例	
	令和2年度までに施行
	令和3年度に施行予定
	令和4年度以降に施行予定



金堀(1)



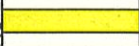
工事

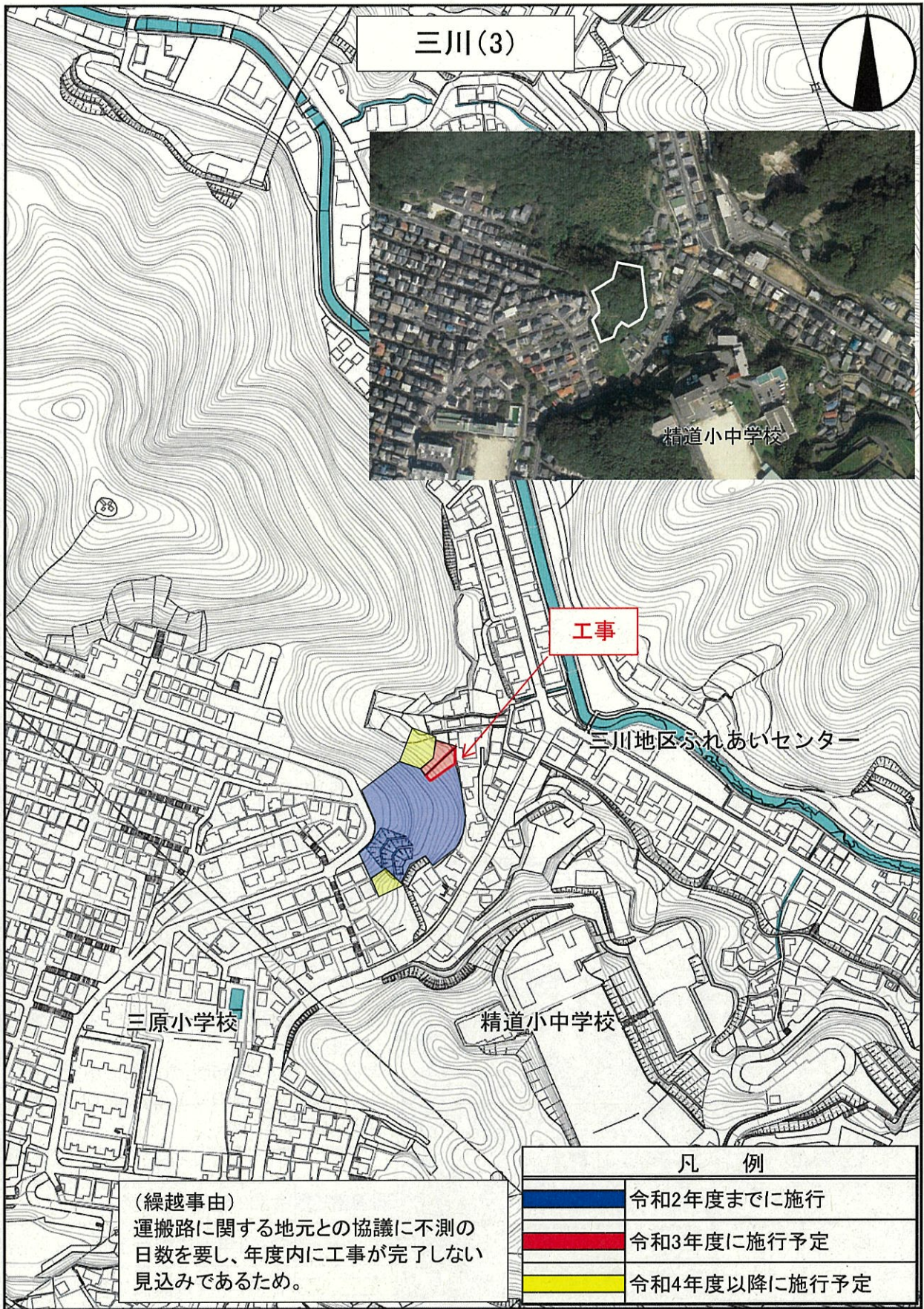
西城山小学校



西城山小学校

(繰越事由)
運搬路に関する地元との協議に不測の日数を要し、年度内に工事が完了しない見込みであるため。

凡 例	
	令和2年度までに施行
	令和3年度に施行予定
	令和4年度以降に施行予定



三川(3)



工事



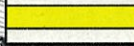
三川地区ふれあいセンター

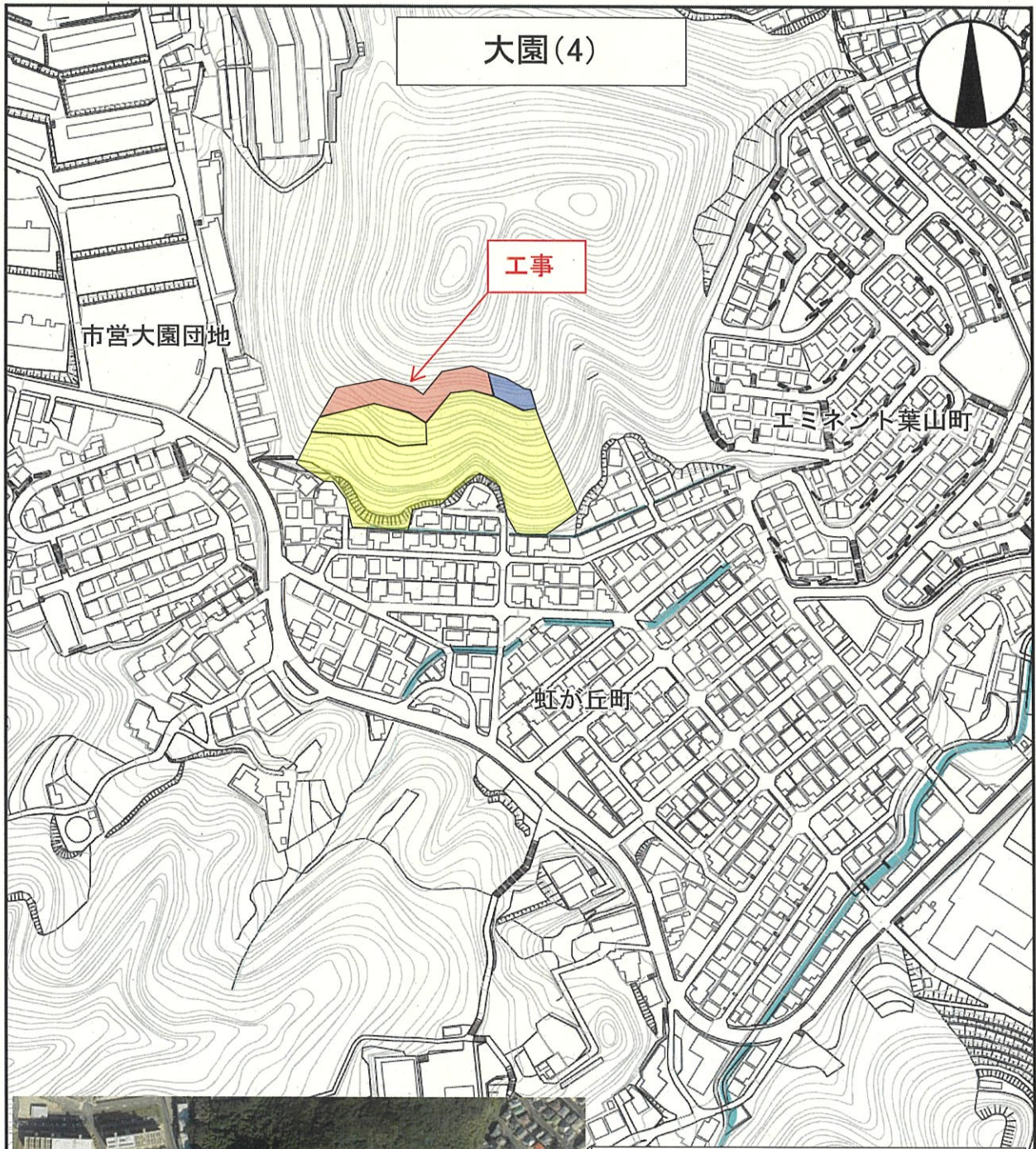
三原小学校

精道小中学校



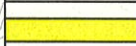
凡 例

(繰越事由)
運搬路に関する地元との協議に不測の日数を要し、年度内に工事が完了しない見込みであるため。

	令和2年度までに施行
	令和3年度に施行予定
	令和4年度以降に施行予定



(繰越事由)
 運搬路に関する地元との協議に不測の日数を要し、年度内に工事が完了しない見込みであるため。

凡 例	
	令和2年度までに施行
	令和3年度に施行予定
	令和4年度以降に施行予定



三重(2)



国道 202 号

三重小学校

測量・調査・設計



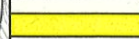
国道-202号

三京町

(繰越事由)

測量、調査に関する地権者との立会等に不測の日数を要し、年度内に業務委託が完了しない見込みであるため。

凡 例

	令和2年度までに施行
	令和3年度に施行予定
	令和4年度以降に施行予定

予 算 説 明 書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
34~35	8 土木費	5 都市計画費	6 公園費	1-1	平和公園再整備基本 計画策定費	千円 1,301

1 概 要

(1) 事業目的

長崎県において事業化されようとしている長崎南北幹線道路の計画を契機として、平和公園（西地区）のあり方や道路計画に支障をきたすスポーツ施設の再配置などについて検討し、平和公園（西地区）の再整備に係る基本計画を策定するものである。

(2) 補正理由

平和公園再整備基本計画の策定に当たっては、附属機関である「長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会」を設置し、同委員会に諮りながら、今年度中の計画策定を予定していたが、議論すべき内容が多岐にわたり、同委員会での意見等を踏まえた検討に時間を要する中、平和公園が本市のシンボリックな公園であることに鑑み、より慎重かつ丁寧に議論を進めていくため、同委員会の回数を増やすとともに、よりイメージしやすい計画とするため、必要な経費を増額するものである。

2 事業内容

(1) 業務概要

- ・ 業 務 名：長崎市平和公園再整備基本計画策定業務委託
- ・ 業 務 場 所：長崎市松山町 ほか
- ・ 受 注 者：八千代エンジニアリング(株)長崎事務所
- ・ 履 行 期 間：令和3年6月8日から令和4年3月16日まで
- ・ 請負代金額：10,400,500円

(2) 追加業務内容

- ・ 委員会の回数増（4回⇒6回）に伴う検討業務の増（検討資料、議事録作成等）

(3) 補正予算額

ア 現予算残額

現予算額：12,691千円－現請負金額：10,401千円＝2,290千円

イ 補正予算額

追加業務に要する経費：3,591千円－現予算残額：2,290千円＝1,301千円
(委託料)

3 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 13,403	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 13,403
2月補正	1,301	-	-	-	-	1,301
補正後	14,704	-	-	-	-	14,704

4 スケジュール（予定）

項目	区分	令和3年度									令和4年度								
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
業務委託	当初	→																	
	変更	→																	
検討委員会	変更		●		●		●			●									
	変更		●		●			●			●		●			●			

【繰越明許費】 予算説明書 56～57 ページ

8 款 土木費 5 項 都市計画費 6 目 公園費

(単位：千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
平和公園再整備基本計画策定費	2月補正後 予算現額	14,704	—	—	—	—	14,704
	支出予定額	3,832	—	—	—	—	3,832
	繰越明許額	10,872	—	—	—	—	10,872
繰越事由	平和公園再整備基本計画については、検討委員会に諮りながら業務委託により策定することとしていたが、議論すべき内容が多岐にわたり、検討に不測の日数を要し、今年度中に同委員会での審議が完了しない見込みであるため、検討に必要な業務委託に係る経費を繰り越すもの。						
繰越箇所の完了予定	令和4年9月						

長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会委員名簿

令和3年6月1日設置

所 属	職 名	氏 名
長崎県立大学地域創造学部公共政策学科	教授	西岡 誠治 ◎
長崎大学水産・環境科学総合研究科	教授	渡辺 貴史 ○
九州大学芸術工学部環境設計学科	准教授	高取 千佳
長崎県土木部	参事監	坂田 昌平
(公財)長崎市スポーツ協会	理事長	渡辺 雄児
(公財)長崎平和推進協会	事務局長	中川 正仁
長崎商工会議所 都市整備委員会	委員長	鈴木 茂之
(一社)長崎国際観光コンベンション協会	専務理事	浦瀬 徹
特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎	会員	佐藤 恵
長崎市PTA連合会	常任理事	黒木 一誠
(一社)長崎市心身障害者団体連合会	理事	冨永 真理子
平和公園地域まちづくり協議会	会長	深堀 義昭
山里地区連合自治会	会長	久米 直
城山校区連合自治会	会長	古賀 信恕
斜面地・空き家活用団体つくる	代表	岩本 論
市民(公募委員)		島内 昌司

◎委員長、○副委員長

委員会の審議内容（第1回委員会資料より抜粋）

1 審議内容

平成6年3月に策定した「平和公園再整備基本計画」を基本としつつ、その後の平和公園を取り巻く状況の変化や現状・課題等を整理し、次の項目について審議する。

- (1) 基本方針【西地区】
- (2) 整備方針【西地区】（再整備の方向性、空間イメージ等の整理…スポーツ施設の再配置、歩行者動線（地区内・周辺地域）、景観形成、緑の配置、駐車場整備 など）
- (3) 上記を盛り込んだ基本計画（案）の取りまとめ

2 検討対象範囲

検討対象範囲は、平和公園の西地区とし、東地区は従前の計画を踏襲する。

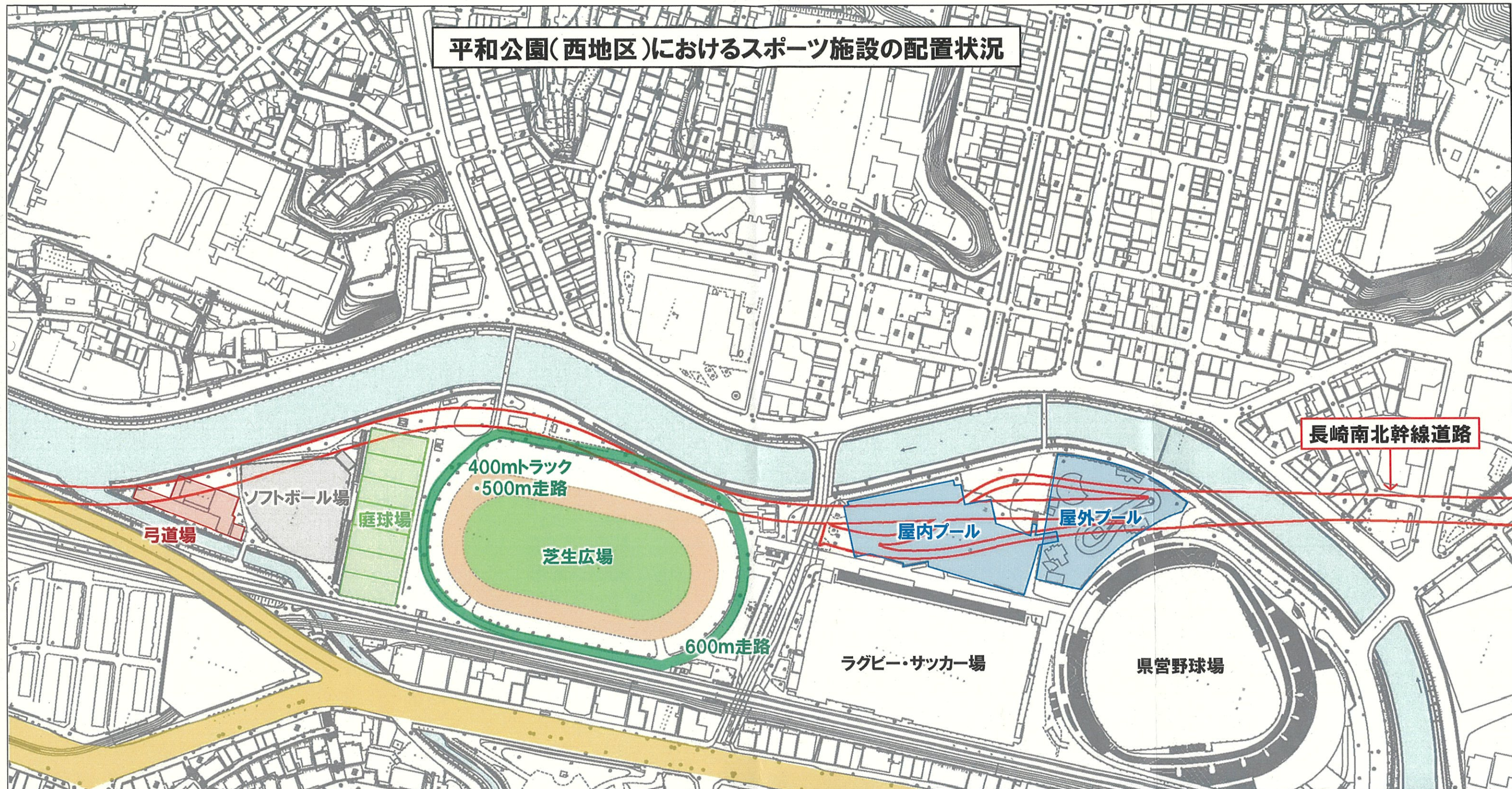


長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会の検討状況

検討委員会スケジュール（予定）

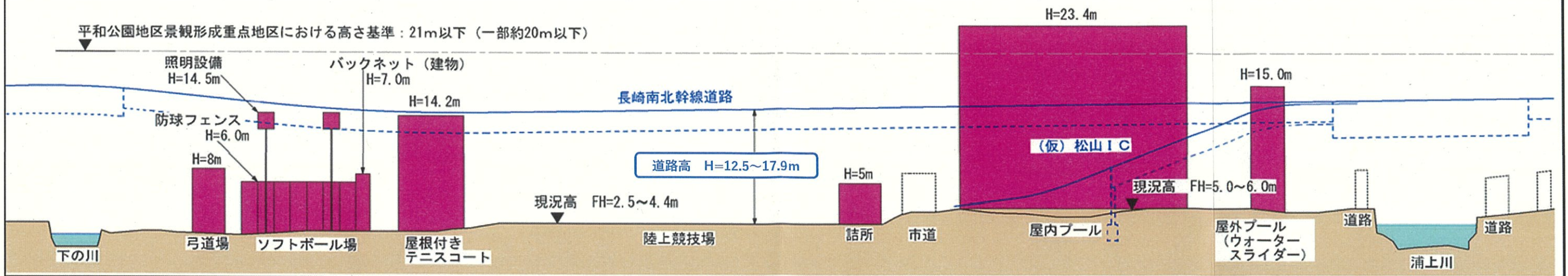
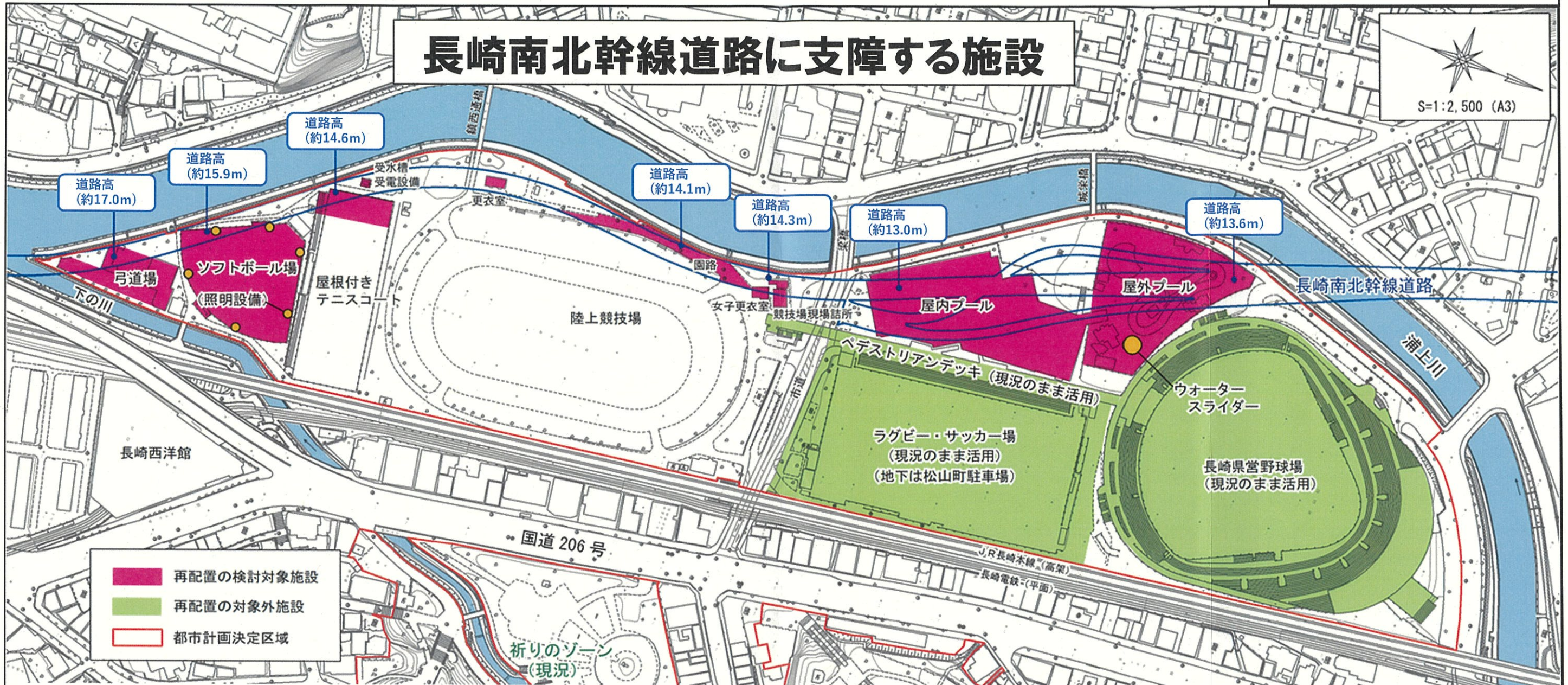
委員会	審議内容（当初計画）	審議内容（実績・変更）
第1回 【済】	【令和3年7月】 ○委員会の設置、正副委員長の選出 ○審議内容、スケジュール等の確認 ○平和公園の概要、沿革、現状等の整理	【令和3年7月27日】 同左
第2回 【済】	【令和3年9月】 ○上位計画・関連計画等の整理 ○平和公園（西地区）を取り巻く状況、特性、課題等の整理 ○基本方針の検討	【令和3年9月28日】 同左
第3回 【済】	【令和3年11月】 ○基本方針の整理 ○ゾーニング・ゾーン別整備方針の検討 ○スポーツ施設の再配置計画の検討	【令和3年12月14日】 ○基本方針の検討 ○ゾーニング・ゾーン別整備方針の検討 ○動線・景観形成等の考え方の検討 ○市政モニターアンケート結果の報告
第4回	【令和4年2月】 ○ゾーニング・ゾーン別整備方針の整理 ○スポーツ施設の再配置計画の整理 ○基本計画（案）の取りまとめ	【令和4年3月24日（予定）】 ○基本方針の整理 ○ゾーニング・ゾーン別整備方針の検討 ○動線・景観形成等の考え方の検討 ○スポーツ施設の再配置計画の検討
第5回	—	【令和4年5月（予定）】 ○ゾーニング・ゾーン別整備方針の整理 ○動線・景観形成等の考え方の整理 ○スポーツ施設の再配置計画の整理 ○整備・維持管理等の考え方の整理
第6回	—	【令和4年8月（予定）】 ○基本計画（案）の取りまとめ

平和公園(西地区)におけるスポーツ施設の配置状況



スポーツ施設	施設概要
市民プール(屋内)	50m公認プール(8コース)、25m公認プール(7コース) 幼児・児童プール、観客席(50mプール:1,380席、25mプール:300席)
市民プール(屋外)	スライダー(H=15m、12m)、流水プール(L=約160m)、幼児・児童プール、
陸上競技場	400mトラック、500m・600m走路、芝生フィールド
庭球場	7面、砂入り人工芝、屋根付き
ソフトボール場	両翼65m(JSA規格では68.58m以上)、照明設備6基、スコアボード1基 建築物(審判席、事務室など)1棟
弓道場	近的10人立(L=28m)、遠的4人立(L=60m)

長崎南北幹線道路に支障する施設



※県が作成した都市計画案を基に、長崎市が独自に作成したもの

平和公園(西地区)の基本方針(案)

平和公園の概要

- 長崎国際文化都市建設計画(昭和24年施行)に基づき、被爆の実相を訴えるとともに、世界平和と文化交流のための記念施設として昭和26年に整備に着手(昭和30年開設)
- 以後、施設の拡充、更新等を行い、長崎市民のみならず、国内外の多くの人々に親しまれてきたシンボリックな総合公園

長崎南北幹線道路の事業化(検討の前提条件)

- 長崎南北幹線道路((都)長崎時津縦貫線)が高架橋で平和公園西地区の上空を通過
- 再配置の検討対象施設:市民総合プール(屋内・屋外)、陸上競技場、庭球場、ソフトボール場、弓道場

平和公園(西地区)を取り巻く状況

- ①人口減少・少子高齢化の進行
 - 人口減少・少子高齢化が進行する中、限られた財源内で、高齢者の健康増進や子どもの遊び場の充実など、定住促進に寄与する公園整備が求められている。
- ②ネットワーク型コンパクトシティ長崎の都市づくり
 - 「公園」の分野からも、都市づくりの方針に沿った取組みが求められている。
 - 民間による「長崎スタジアムシティプロジェクト」が進行している。
- ③スポーツニーズの多様化
 - ライフスタイルの多様化などを背景に、競技スポーツや、市民スポーツ(レクリエーション)など、多様なニーズに対応した環境の整備が求められている。
- ④高規格道路の整備
 - 長崎市と佐世保市を約1時間で結ぶ「西彼杵道路」と「長崎南北幹線道路」の未整備区間の事業化に向けた検討が進められており、両区間が整備後は、県北と県南に点在する観光資源の連携による観光振興に大きく貢献することが期待されている。
- ⑤自然災害の頻発化・激甚化
 - 自然災害が頻発化・激甚化する中、公園には防災拠点や避難場所としての役割が求められている。
- ⑥環境問題の顕在化・深刻化
 - 環境問題が顕在化・深刻化する中、二酸化炭素削減に向け、公園分野においても積極的な取組みが求められている。
- ⑦ICT(高度通信技術)の発達
 - パークマネジメント(計画、整備、管理、運営等)への展開など、公園分野においてもICTの活用が求められている。
- ⑧公園施策の動向
 - 民間活力による新たな都市公園の整備手法(Park-PFI)が創設され、全国的に官民連携手法による公園整備が進んでいる。
 - 新型コロナウイルスを契機に、グリーンインフラとしての緑や、オープンスペースの重要性が再認識されている。
- ⑨SDGs(持続的な開発目標)への対応
 - 誰もが容易に、緑地や公共スペースへアクセスできることが求められている。

平和公園(西地区)の特性

- ①立地特性
 - 南北の都市軸上に位置し、市街地中心部に立地する唯一の総合公園であり、貴重なオープンスペースである。
 - 周辺では住居系や商業系の土地利用がなされ、学校も多く立地している。
 - 路線バスや路面電車が高頻度で運行しており公共交通の利便性が高い。
- ②敷地特性
 - 東側は路面電車やJR、西側は二級河川浦上川に面する細長い敷地形状である。
 - 中央付近に市道松山町線が位置し、西地区を南北に分断している。
 - 国道202号からが主な歩行者動線となるが、その他にも出入口が点在している。
- ③利用特性・施設特性
 - 庭球場、市民総合プール、県営野球場の利用者が多く、ソフトボール場の利用者が最も少ない。
 - 各施設で、県・市レベルの大会やイベントが開催されている。
 - ソフトボール場以外の施設は、各世代に万遍なく利用されている。
 - 陸上競技場は多目的に利用されている(高校生の部活動の練習を含む)
 - 市民総合プール(屋外)は6月~9月の利用に限定されている。
 - 令和2年度末現在、ソフトボール場(照明設備等)は35年、市民プールは25年、庭球場(屋根)は9年、弓道場は増築から6年経過している。
 - 松山町駐車場は、スポーツ施設で大会等が開催される場合は、ほぼ満車状態である。
- ④景観特性
 - 景観形成重点地区に指定されており、高さ基準が設けられている。
 - 平和公園から稲佐山に向けて「平和交流軸」が形成されている。
 - 西地区を東西方向に走る市道は、緑あふれる歩行空間を形成している。
 - 東側のエントランス部は建築物やJR高架施設により閉塞感が感じられる。
 - 西側は浦上川に面し開かれた空間を形成している。
 - 市道より北側は、大規模施設が密集し、圧迫感のある空間となっている。
 - 市道より南側の陸上競技場とその周辺は、緑が感じられ、憩える空間となっている。
 - 陸上競技場東側のJR高架下空間が有効活用されていない。

市民ニーズ

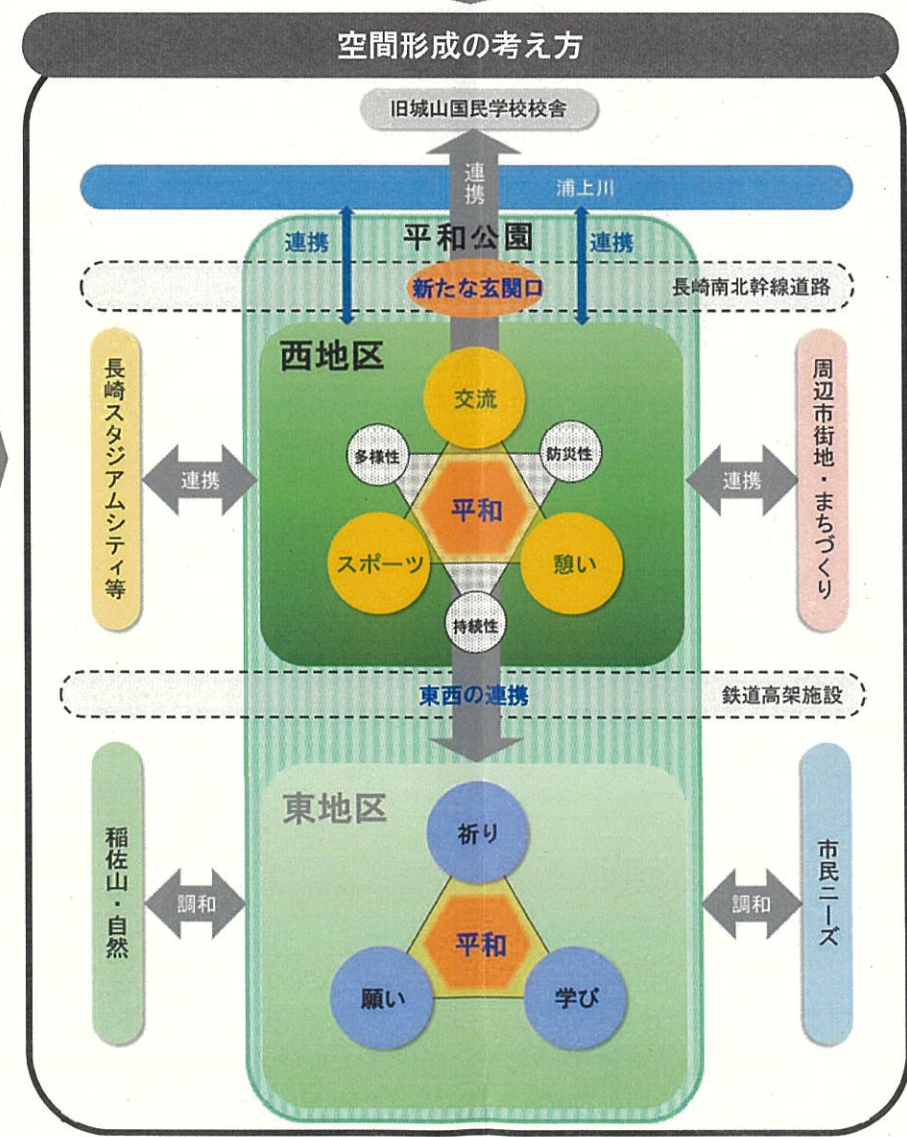
- 市政モニターアンケート調査(回答数163人)
 - 西地区の利用目的は、多い順に「散歩」「憩い・休息」「松山町駐車場」。
 - 西地区の問題点・課題は、多い順に「休憩できる場所が少ない」「遊べる場所が少ない」「飲食場所が少ない」「飲食・物販店がない」「駐車場の台数が少ない」、その他、「子どもの遊び」に関する意見も散見。
 - 西地区に必要な機能・充実した方が良い機能として、多い順に「憩いの場」「遊び等の空間」「飲食の場」「駐車場」。
 - 平和公園(東地区と西地区)の一体性や連続性について、「東地区と西地区の個別の利用を尊重する」という回答が約54%、「東地区と西地区の一体的な利用を推進」が約35%、「その他」が約22%。
 - 「その他」の意見として、「平和公園(西地区)も平和公園の一部であることを知らなかった」という意見が多数あり。

平和公園（西地区）の再整備に当たっての課題

- 課題① 平和の継承・発信**
- これまで培ってきた平和公園の趣旨を尊重しつつ、東地区との適切な機能分担のもと、未来に向け平和の尊さが感じられる長崎市のシンボルとなる公園であり続ける必要がある。
- 課題② スポーツ施設の再配置と多様なニーズへの対応**
- 限られた敷地の中に従前と同じ施設を配置できないため、利用実態や代替地確保の可能性などを踏まえ、**スポーツ施設を再配置**する必要がある。
 - 多様化するスポーツニーズに対応**するための環境を整える必要がある。
- 課題③ オープンスペースの維持・確保**
- 市街地に位置する利便性が高い貴重な土地であるため、市民に身近で**日常的な憩いの空間**や**災害時等の防災拠点**として、さらには、グリーンインフラの視点からも**オープンスペースや緑を維持・確保**する必要がある。
- 課題④ 新たな玄関口としての機能強化**
- （仮称）松山ICの設置により、県北からの来訪者を迎え入れるための、**新たな玄関口としての機能を強化**する必要がある。
- 課題⑤ 周辺施設等との連携や調和した景観の形成**
- 公園内はもとより、周辺に位置する**施設等との連携により相乗効果を生み出す空間**とする必要がある。
 - 平和公園から稲佐山への軸線や東西地区を結ぶ歩行者動線を尊重しつつ、周辺市街地等と調和した**都市景観を形成**する必要がある。
 - 南北幹線道路は、公園に溶け込み違和感を感じられないような設えにすることを求めていく必要がある。
- 課題⑥ 持続可能な施設運営**
- 将来にわたり持続的に維持していくため、**官民連携手法の導入、ICTの活用**などにより、効率的で効果的な施設整備と、持続可能な管理運営を行っていく必要がある。

上位計画・関連計画

- | | |
|----------------|----------------|
| ●第五次総合計画（策定中） | ●都市計画マスタープラン |
| ●緑の基本計画 | ●立地適正化計画 |
| ●景観計画 | ●歴史的風致維持向上計画 |
| ●バリアフリーマスタープラン | ●公共施設適正配置基準(案) |
| ●スポーツ推進計画 | ●駐車場整備計画 |
- 都市公園としての機能向上（多様化するニーズへの対応、景観性の向上、ユニバーサルデザイン化など）
- より魅力的な空間の創出（緑化の推進、交流機会を創出するためのスポーツの場、広場空間の確保、浦上川との連携など）



平和公園（西地区）の基本方針（案）

- 平和公園再整備基本計画（平成6年3月）
- 全体：『平和の森』—平和を願い、実践していく交流公園—
- ①公園全体は、広々とした空間そして豊かな緑陰と、集客力のある施設を備えた、長崎市及び中央地区のシンボリックな公園とする。
 - ②東地区は、平和を祈念する公園として、その機能を強化するとともに風致に配慮した『街の緑』となる公園とする。
 - ③西地区は、スポーツ活動のみではなく、多様なレクリエーション活動や、水辺の利用に対応できる市民の「いこいの場」となる公園とする。
 - ④平和公園を中心に、周辺の公園、レクリエーション施設、そして原爆のメモリアル施設とのネットワークを図る。
- 西地区：『市民交流、自然交流のゾーン』**
- 平和を希求する公園の未来性を利用形態を通して表現する。
 - 「平和交流」を「レクリエーション」と「自然」によって展開する。
- 東地区：『平和を祈り、願うゾーン』**
- 平和公園としてのメモリアル性をより象徴的な空間として表現する。
 - 東地区内の各ゾーンの象徴機能の明確化と一体的な地区としての再編、強化を図る。

西地区の基本方針（案）

- 『交流・憩いのゾーン』 or 『平和を感じ、交流するゾーン』
- ①多様なニーズに応じた、平和を発信する**スポーツ環境の創出**
 - 長崎南北幹線道路の整備を契機として、スポーツ施設の再配置を図るとともに、多様なニーズに対応した空間を形成します。
 - ②市民に身近で、平和の尊さを感じられる**憩いの空間の形成**
 - 市民が日常的に集い・安らげる居心地の良い空間、水や緑とふれあえる空間、防災力を支える空間を形成します。
 - ③長崎の**新たな玄関口としての機能強化**
 - 長崎南北幹線道路の整備により設置される（仮称）松山ICからの来訪者を迎え入れる機能を強化するとともに、東地区等への円滑な移動を確保します。
 - ④**連携と調和による機能的、魅力的な空間の形成**
 - 周辺施設等との機能面や空間面などでの連携による公園としての機能向上や、景観的な調和により魅力的な空間を形成します。
 - ⑤**効率的で効果的な施設整備と管理運営**
 - 官民連携手法やICTの活用などにより、効率的で効果的な施設整備と、将来にわたり持続可能な管理運営を行います。

平和公園再整備基本計画（平成6年3月）

【基本方針】 地区全体：「平和の森」（－平和を願い、実践していく交流公園－）

- ①公園全体は、広々とした空間そして豊かな緑陰と、集客力のある施設を備えた、長崎市及び中央地区のシンボリックな公園とする。
- ②東地区は、平和を祈念する公園として、その機能を強化するとともに風致に配慮した「街の緑」となる公園とする。
- ③西地区は、スポーツ活動のみではなく、多様なレクリエーション活動や、水辺の利用に対応できる市民の「いこいの場」となる公園とする。
- ④平和公園を中心に、周辺の公園、レクリエーション施設、そして原爆のメモリアル施設とのネットワークを図る。



西地区：「市民交流、自然交流のゾーン」

- 平和を希求する公園の未来性を利用形態を通して表現する。
- 「平和交流」を「レクリエーション」と「自然」によって展開する。

東地区：「平和を祈り、願うゾーン」

- 平和公園としてのメモリアル性をより象徴的な空間として表現する。
- 東地区内の各ゾーンの象徴機能の明確化と一体的な地区としての再編、強化を図る。

E スポーツのゾーン（西地区-北ゾーン）

- ・平和の願いを育む健康スポーツゾーン
- ・スポーツを通じた交流拠点

C 願いのゾーン（祈念像地区）

- ・祈念像に込められる平和の願いを展開するゾーン
- ・平和祈念式典が行われる場

B 祈りのゾーン（中心地地区）

- ・平和の原点となる祈りのゾーン
- ・各種の碑、モニュメントの展示空間
- ・斜面緑地は記念碑の展示空間であるとともに、学びのゾーンとの連続性を強化する場

D 広場のゾーン（西地区-南ゾーン）

- ・平和の願いにより培われる都市の自然を象徴するフィールド
- ・水や緑とのふれあい空間

A 学びのゾーン（長崎原爆資料館地区）

- ・被爆の惨禍や、平和の尊さを学ぶゾーン
- ・平和公園の東側の入口となるゾーン



平和公園(西地区)のゾーニング(案)とゾーン別整備方針(案)



全体コンセプト : 平和の森-平和を願い、実践していく交流公園-
西地区の基本方針 : 『交流、憩いのゾーン』 or 『平和を感じ、交流するゾーン』

●Eゾーン
水辺と道路高架下を活用した多目的な空間
 ・水辺と連携した憩いの空間の形成 (Bゾーンとも連携)
 ・新たなスポーツ空間 (アーバンスポーツなど) の創出 (Fゾーンとの連携)。
 ・道路高架沿いの連続した緑化

●Dゾーン
新たな交流・賑わいを創出する空間
 ・支障するスポーツ施設の代替地
 ・緑豊かな交流・憩いの広場空間の形成
 ・賑わいを支援する来園者への利便施設 (飲食等) の導入
 ・増加が見込まれる自動車交通に対応した交通処理機能 (地下駐車場) の導入

●Cゾーン
東地区と旧城山国民学校校舎をつなぐ象徴的なエントランス空間
 ・ゆとりある歩道空間と緑化 (並木等) による象徴的な空間の形成
 ・周辺ゾーンへのシームレスな空間の形成
 ・賑わいを支援する来園者への利便施設 (飲食・情報発信機能等) の導入
 ・増加が見込まれる自動車交通の処理機能の確保

●Bゾーン
緑に囲まれた新たなスポーツ環境を創出する空間
 ・高架構造物を取り囲むような緑量ある緑地帯の形成
 ・高架下への新たなスポーツ空間 (アーバンスポーツなど) の創出
 ・高架下への交通施設 (駐輪場) の導入
 ・支障するスポーツ施設代替地
 ・水辺と連携した憩いの空間の形成 (Eゾーンとも連携)

●Fゾーン
緑に囲まれた新たなスポーツ環境を創出する空間
 ・新たなスポーツ空間 (アーバンスポーツなど) の創出 (Fゾーンとの連携)
 ・支障するスポーツ施設の代替地
 ・下の川沿いの連続した緑化

●Gゾーン
既存のスポーツ施設を活用する空間
 ・道路計画に支障しない施設は存置活用
 ・周辺ゾーンとの連携・調和

●Hゾーン
鉄道高架下を活用したユーティリティ空間
 ・公園機能のバックヤード (管理用駐車場や倉庫) など多目的空間として活用
 ・鉄道高架沿いの連続した緑化

●Iゾーン
東地区と西地区とをつなぐゲート空間
 ・東西地区とをつなぐ安全・快適な歩行者動線や交差点隅切り部におけるたまり空間の確保
 ・増加が見込まれる自動車交通の処理機能の確保

●Aゾーン
既存の大規模スポーツ施設等を活用する空間
 ・既存の大規模スポーツ施設、ペDESTリアンデッキ、地下駐車場は存置活用
 ・周辺ゾーンとの連携・調和

●各ゾーンにおける基本方針(案)の対応表

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
① 多様なニーズに応じた、平和を発信するスポーツ環境の創出	◎	○	-	○	○	○	◎	-	-
② 市民に身近で、平和の尊さを感じられる憩いの空間の形成	-	○	○	◎	○	○	-	-	-
③ 長崎の新たな玄関口としての機能強化	-	-	◎	◎	-	-	-	-	◎
④ 連携と調和による機能的、魅力的な空間の形成	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 効率的で効果的な施設整備と管理運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【繰越明許費】予算説明書 56～57ページ

8款 土木費 5項 都市計画費 6目 公園費
 ※ 土木建設課

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
【単独】公園施設整備事業費 都市基幹公園	予算現額	101,500	0	0	88,900	0	12,600
	支出予定額	78,800	0	0	71,900	0	6,900
	繰越明許額	22,700	0	0	17,000	0	5,700
繰越事由	長崎東公園コミュニティ体育館の照明器具をLED化する工事を進めているが、新型コロナウイルスの影響により、一部の資材納入に不測の日数を要することから、工事が年度内に完了しない見込みであるため。						
繰越箇所の完了予定	令和5年1月						



【繰越明許費】 予算説明書 58～59 ページ

8 款 土木費 5 項 都市計画費 7 目 県施行事業費負担金

(単位：千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債*	その他	一般財源
都市計画費負担金 社会資本整備 総合交付金 事業費	予算現額	46,400	—	—	41,700	—	4,700
	支出予定額	21,250	—	—	19,100	—	2,150
	繰越明許額	25,150	—	—	22,600	—	2,550
都市計画費負担金 街路事業費	予算現額	15,225	—	—	—	—	15,225
	支出予定額	12,180	—	—	—	—	12,180
	繰越明許額	3,045	—	—	—	—	3,045
都市計画費負担金 旧地方特定道路 整備事業費	予算現額	15,000	—	—	13,500	—	1,500
	支出予定額	12,600	—	—	11,400	—	1,200
	繰越明許額	2,400	—	—	2,100	—	300
合 計	予算現額	76,625	—	—	55,200	—	21,425
	支出予定額	46,030	—	—	30,500	—	15,530
	繰越明許額	30,595	—	—	24,700	—	5,895

※起債充当率 社会資本整備総合交付金事業費：90%（公共事業等債）（交付税措置率 22.2%）

旧地方特定道路整備事業費：90%（地方道路等整備事業債）（交付税措置率 1%）

事業内容及び財源内訳

(1) 社会資本整備総合交付金事業費

(単位：千円)

図面番号	路線名	事業費	財源内訳				
			()内は負担割合				
			国 (5.75/10)	県 (3.25/10)	市(1/10)		
				予算現額	支出予定額	繰越明許額	
①	補(都)滑石町線 (大神宮工区)	464,000	266,800	150,800	46,400	21,250	25,150
繰越事由		県施行事業が、地権者との用地交渉等に不測の日数を要し、年度内に完了しない見込みであるため。					
繰越箇所の完了予定		令和4年9月					

補)：補助事業 (都)：都市計画道路

(2) 街路事業費

(単位：千円)

図 面 番 号	路 線 名	事業費	内 訳 ()内は負担割合				
			国 (一)	県 (5/10)	市 (5/10)		
					予算現額	支出予定額	繰越明許額
②	単) (地高) 長崎南北 幹線道路 (調査)	30,450	—	15,225	15,225	12,180	3,045
繰越事由		県施行事業が、道路計画に関する警察等の関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内に完了しない見込みであるため。					
繰越箇所の完了予定		令和4年8月					

単)：県単独事業 (地高)：地域高規格道路

(3) 旧地方特定道路整備事業費

(単位：千円)

図 面 番 号	路 線 名	事業費	内 訳 ()内は負担割合				
			国 (一)	県 (8/10)	市 (2/10)		
					予算現額	支出予定額	繰越明許額
③	単) (都) 滑石町線 (大神宮工区)	75,000	—	60,000	15,000	12,600	2,400
繰越事由		県施行事業が、工事で支障となる施設の移転に不測の日数を要し、年度内に完了しない見込みであるため。					
繰越箇所の完了予定		令和4年8月					

単)：県単独事業 (都)：都市計画道路

(4) 合計

(単位：千円)

都市計画費負担金	事業費	内 訳				
		国	県	市		
				予算現額	支出予定額	繰越明許額
合計	569,450	266,800	226,025	76,625	46,030	30,595

令和3年度 緑越明許 県施行事業費負担金 対象箇所図

都市計画費

西海市

緑 ① 社会資本整備総合交付金事業(補助)
(都)滑石町線(大神宮工区)

緑 ③ 旧地方特定道路整備事業費(単独)
(都)滑石町線(大神宮工区)

時津町

長与町

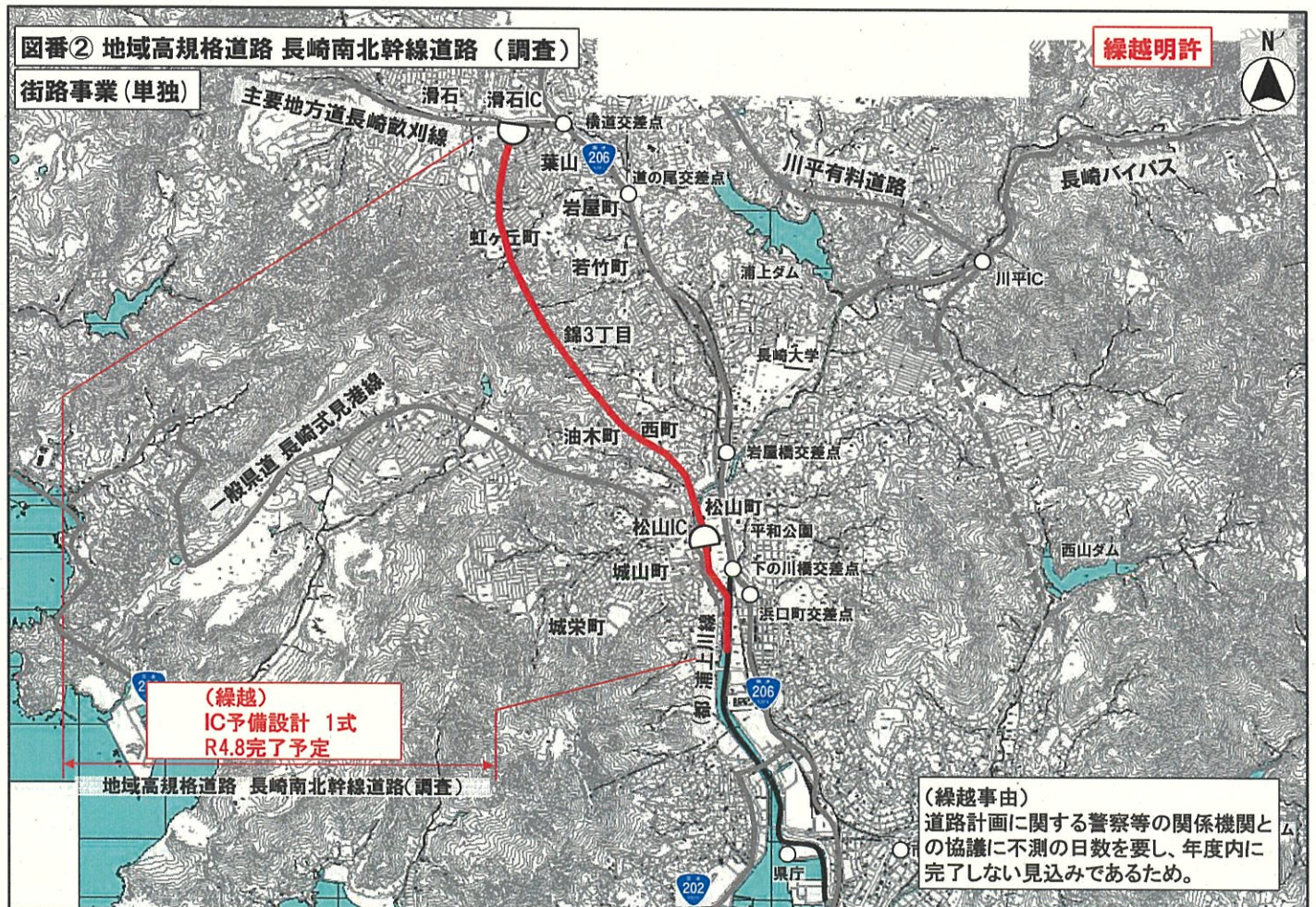
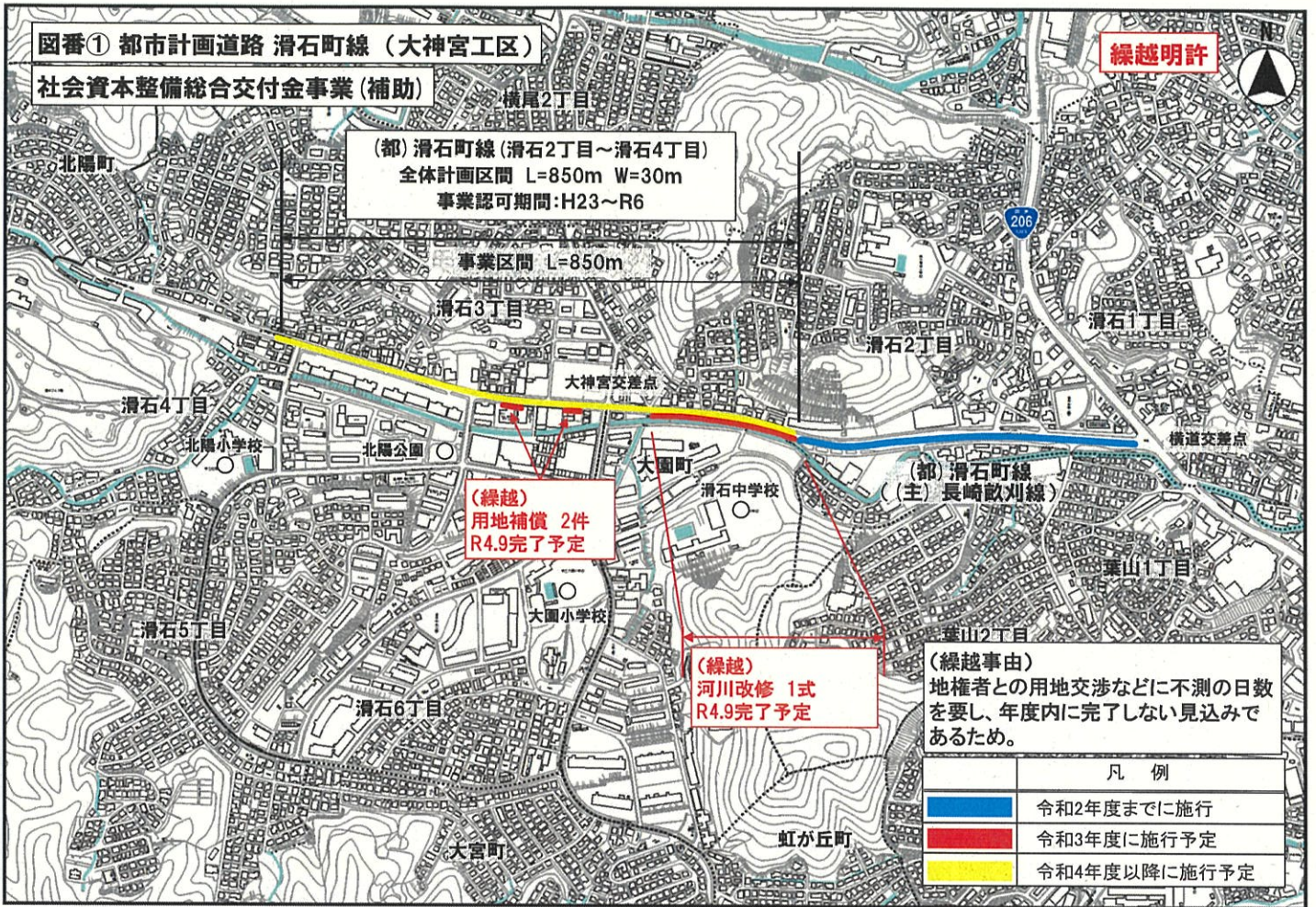
諫早市

緑 ② 街路事業費(単独)
(地高)長崎南北幹線道路(調査)

長崎市

(都) : 都市計画道路
(地高) : 地域高規格道路

凡 例	
高速自動車国道	
一般国道(補助)	
一般国道(補助)	
主要地方道・一般国道	
国道	
一般有料道路	
J、R 線	
市 界	
町 界	
都市計画区域	
従前整理済	
収 入	
施設地区	



図番③ 都市計画道路 滑石町線 (大神宮工区)

旧地方特定道路整備事業(単独)

繰越明許



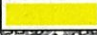


(都) 滑石町線(滑石2丁目~滑石4丁目)
 全体計画区間 L=850m
 事業認可期間:H23~R6

事業区間 L=850m

(繰越)
 道路改良(排水工) L=300m
 R4.8完了予定

(繰越事由)
 工事で支障となる施設の移転に不測の
 日数を要し、年度内に完了しない見込
 みであるため。

凡 例	
	令和2年度までに施行
	令和3年度に施行予定
	令和4年度以降に施行予定

